

## 5 騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 一般地域の環境基準

地域の 類型	該 当 地 域	時 間 の 区 分	
		昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

（備考）工業専用地域については適用されない。

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓 を 閉 め た 屋 内	45デシベル以下	40デシベル以下

（備考）1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。  
2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。  
3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

(2) 悪臭防止法に基づく規制内容

物質濃度規制地域	臭気指数規制地域
22の特定悪臭物質の濃度による規制	臭気全体のおいの強さによる規制

※臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気希釈した時の希釈倍率（臭気濃度）を対数化して、10倍した数値。

(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数  
(H30.3.31現在)

区分	施設・作業の種類	工場等数	
騒音規制法対象	金属加工機械	2,865	
	空気圧縮機等	4,605	
	土石用粉碎機等	265	
	織機	312	
	建設用資材製造機械	184	
	穀物用製粉機	18	
	木材加工機械	938	
	抄紙機	47	
	印刷機械	924	
	合成樹脂用射出成形機	731	
	鋳造型機	68	
	計	10,957	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	94
		びょう打機を使用する作業	0
		さく岩機を使用する作業	842
		空気圧縮機を使用する作業	143
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	1
		バックホウを使用する作業	240
		トラクターショベルを使用する作業	7
ブルドーザーを使用する作業		28	
計	1,355		
振動規制法対象	金属加工機械	2,718	
	圧縮機	2,347	
	土石用粉碎機等	180	
	織機	256	
	コンクリートブロックマシン等	21	
	木材加工機械	49	
	印刷機械	592	
	ゴム練用のロール機等	59	
	合成樹脂用射出成形機	566	
	鋳造型機	50	
	計	6,838	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	94
		鋼球を使用して破壊する作業	0
		舗装版粉碎機を使用する作業	24
ブレーカーを使用する作業		698	
計		816	

(出典：環境省)

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

1	指定地域の範囲 東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く。)の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの区間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。
2	類型の当てはめ 類型Ⅰ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域 類型Ⅱ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3	指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域 工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(4) 自動車騒音に係る要請限度(騒音の評価手法は、等価騒音レベル)

ア 区域の区分と要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

ウ 区域の類型

区域の類型	該当地域
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要  
環境基準

地域の類型	基準値
Ⅰ	70デシベル以下
Ⅱ	75デシベル以下

(注) 地域の類型Ⅰ：主として住居の用に供される地域。  
地域の類型Ⅱ：Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果 (平成30年度)

新幹線名	測定区域 (測定年月日)	用途地域 (類型)	騒音レベル(デシベル)			振動レベル(デシベル)	
			25m	50m	100m	25m	
東北 新幹線	大宮駅以北	上尾(上り側) (H30.10.17)	第2種住居地域 (I)	75	71	—	51
		伊奈(上り側) (H30.5.25)	無指定 (I)	68	67	63	53
		白岡(下り側) (H30.11.7)	第1種住居地域 (I)	68	66	59	60
		久喜(下り側) (H30.11.12)	第1種住居地域 (I)	68	65	60	61
	大宮駅以南	戸田(下り側) (H30.4.27)	第1種住居地域 (I)	65	64	—	48
		戸田(上り側) (H30.5.7)		67	63	—	46
上越 新幹線	上尾(下り側) (H30.10.30)	無指定 (I)	67	68	67	49	
		鴻巣(上り側) (H30.11.8)	無指定 (I)	73	69	67	62
		行田(下り側) (H30.10.12)	第1種住居地域 (I)	73	67	61	61
		熊谷宮本(下り側) (H30.6.13)	商業地域 (II)	69	66	61	53
		熊谷三ヶ尻(下り側) (H30.5.11)	無指定 (I)	70	69	66	42
		本庄(下り側) (H30.5.18)	無指定 (I)	70	65	59	54

(注) 1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。  
2 測定結果欄の—は、環境基準値を超えたことを示す。

(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準 (Lden) : 平成25年4月1日施行

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(備考) I 類型: 専ら住居の用に供される区域

II 類型: I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域

※Lden (時間帯補正等価騒音レベル) とは、昼間 (7:00~19:00)、夕 (19:00~22:00)、夜間 (22:00~7:00) の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

イ 指定地域の範囲

対象	範囲 (滑走路中心線から)			
	東側	西側	南側	北側
入間飛行場	3 km	2 km	7 km	10km
横田飛行場	3 km	2 km	都県境	17km

ウ 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

## (10) 航空機騒音発生状況概要（平成30年度）

	番号	測定地	類型	※Lden (デシベル)	騒音発生回数 (上段：総数、 下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
入間飛行場南側	1	康寿園 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	59	15,331 42	365
	2	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	57	15,320 42	365
	3	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	54	7,788 21	365
	4	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	51	5,970 15	365
入間飛行場北側	5	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	55	16,018 44	365
	6	綜研化学駐車場 (狭山市柏原)	I	61	17,218 47	365
	7	柏原小学校 (狭山市柏原)	I	54	9,007 28	330
	8	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	52	9,397 28	365
横田飛行場北側	9	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	54	5,838 16	365
	10	飯能南高等学校 (飯能市阿須)	I	51	5,192 14	365
	11	加治東小学校 (飯能市岩沢)	I	49	2,849 8	365
	12	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	48	4,242 12	365

※ Lden欄の\_は、環境基準値を超えたことを示す。

## (11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要

## ア 敷地境界線における規制基準

区域区分		基準値 (臭気指数)	
		(1)	(2)
A 区域	(B、C区域を除く区域)	15	15
B 区域	(農業振興地域)	18	21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

基準値 (1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀬町、杉戸町、松伏町

基準値 (2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

## イ 煙突等の排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

## ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式  $I_w = L + 16$

$I_w$  : (排出水の臭気指数)

$L$  : (敷地境界線における規制基準)

## (12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位：件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
騒音	工場・事業場	342	230	228	226
	建設作業	306	312	289	315
	交通	51	63	55	56
	近隣	201	178	131	130
	その他	267	257	282	242
	合計	1,167	1,040	985	969
振動	工場・事業場	48	23	23	28
	建設作業	127	78	85	94
	交通	11	12	9	7
	その他	11	10	14	15
	合計	197	123	131	144
悪臭	製造事業所	136	124	127	98
	家庭生活	68	89	89	80
	商店・飲食店	32	19	25	30
	その他	394	327	325	295
	合計	630	559	566	503